

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議
東京都との連絡協議会の開催について

平成26年1月31日
2020年オリンピック・パラリンピック
東京大会関係府省庁連絡会議議長決定
平成27年4月17日
一部改正

- 1 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議」に、開催都市である東京都とのより密接な連携に資するため、東京都との連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催する。
- 2 連絡協議会の構成員は、次のとおりとする。また、連絡協議会は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。
 - 内閣官房副長官（事務）
 - 内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長
 - 内閣官房副長官補（内政）
 - 内閣官房副長官補（外政）
 - 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）
 - 内閣広報官
 - 内閣情報官
 - 内閣法制次長
 - 復興庁事務次官
 - 内閣府事務次官
 - 総務事務次官
 - 法務事務次官
 - 外務事務次官
 - 財務事務次官
 - 文部科学事務次官
 - 厚生労働事務次官
 - 農林水産事務次官
 - 経済産業事務次官
 - 国土交通事務次官
 - 環境事務次官
 - 防衛事務次官
 - 警察庁長官
 - 金融庁長官
 - 消費者庁長官
 - 東京都副知事
- 3 連絡協議会は、内閣官房副長官（事務）が主宰する。
- 4 連絡協議会は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、内閣官房副長官補（内政）及び東京都副知事のほか、関係府省庁及び東京都の職員で内閣官房副長官（事務）の指名する官職にある者とする。
- 5 連絡協議会の庶務は、文部科学省及び東京都の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議議長が定める。